

す。其の子孫元龜中初めて嶋津家に随従し、慶長十六年嶋津家居城を薩州鹿兒嶋に移さるゝ時、同郷西田村宇新照院通町に於て第地を賜ひ、代々爰に居住す。政風は内田仲藏政爲の次男、母は同藩士黒葛原良助の娘なり。文化十二年乙亥十二月二日政風を生めり。仲之助と稱す。兄仲左衛門政徳嗣子なきに依つて、猶子となし家督を譲り請け、後江戸留守居添役を勤む。文久三年嶋津三郎久光主上京に依つて出京を命ぜられ、同年六月九日物奉行大阪詰金方と成り、同月廿六日京都留守居役に轉じ、慶應元年閏五月十一日側役格留守居勤勝手掛を命ぜられ、同年六月廿八日勝手掛側用人に轉ず。藩主嶋津忠義君東征出馬の勅命を蒙り、大小荷駄奉行にて随従を命ぜられ、明治元年五月二日出馬せられ参内の處、朝議俄に變じ差留められ、大小荷駄奉行を免じ在京せしむ。同年九月會津城降伏して奥羽鎮定す。依之鹿兒嶋藩兵凱旋に付き、江戸出張軍務官へ引合ひ、事務取扱の旨にて政風へ總裁の任を命ぜられ、同月廿三日發京して江戸へ下向、同二年三月七日參政を命ぜられ、公議人たらしむ。同三年三月廿七日少辨に任ぜられ、從五位に

叙す。同四年七月廿四日辨官職を廢せられ、同日御用滞在仰付けらる。同年八月十五日金澤藩大參事に任す。十一月廿日金澤縣參事に任ぜられ、同五年八月廿七日石川縣權令に任す。同六年十二月廿二日石川縣令に昇進、同八年三月三十一日依願石川縣令を免ぜられ、御用滞在仰付けられ、同年十月十九日御用滞在を免ぜられたり。然るに正二位左大臣嶋津久光公十四ヶ條建言の處、御採用無之、朝議頗る紛紜、遂に左大臣を辭職し、鹿兒島縣へ寄留御許可を蒙り、九年三月二日東京を發艦せられ、政風隨行して郷里へ歸る。同年七月十五日嶋津忠義卿の家令を命ぜられ、東京に於て九ヶ年在勤ありしかど、同十七年四月事故辭職し、後東京第十五國立華族銀行世話役に從事すること亦數年なり。其の爲人實直にして勇氣あり。また文事に志厚く、武にして文を兼ねたりとやいふべき。吾が石川縣奉職中廢藩置縣創業の際、實儀を以て衆庶に示しけるに、其の廢直に服従するのみならず、治跡于今追慕せらる。性挿花を好み、詠歌をなして心の慰みとはなしぬ。秀逸多き中に一二首左に載之。

埋 火

埋火のもとにて聞くはみだれふる

政 風

まつの嵐の寒き夜半哉

歳 暮

もえいでぬ柳の糸をくりよせて

まだきに歸る年の暮哉

述 懷

筑紫がたいくその浪路隔つとも

心しゆかば關なかりけり

日の本は醜の草のみ生ひ出で、

敏録も今は名のみなりけり

○小幡宮内菴第

延寶金澤圖を見るに、小幡氏第地は、今市役所の地より南隣、宮内橋惣構縁へかけ、西側は都て小幡宮内居邸なるよし記載し、宮内橋の方を前通りとす。元祿六年の土帳に、平岡五左衛門は古堂形近所小幡宮内相角と見ゆ、又神尾孫九郎は小幡宮内後、また奥村治部丞は小幡宮内裏門近所なりとあり。宮内橋は宮内第地の近所にて、俗に宮内殿橋とも

呼べり。此の橋下なる惣構堀に、昔より玉川の蛙多く住めり。小幡氏此の邸地に居住ありし頃、山城國井手の玉川より蛙を取寄せられ、惣構堀へ放ち、蛙聲を賞翫せられたりといひ傳へたり。明治廢藩の際まで多く居たりしかど、其の後絶えてその聲聞ゆるなし。

○小幡宮内長次傳

混見摘寫に云ふ。小幡元祖宮内長次は、微妙公に奉仕、若名を大炊と云へり。初めは僅か三百石なりしかど、後追々加恩ありて一萬石賜はりたり。微妙公の母公壽福院殿の兄弟なるゆる初めより萬石に取り立てらるゝ筈なれど、初めは輕き事にて召仕はれ、歩御供なども勤めたり。慶長十八年に瑞龍公御煩ひ指重り給ふに付き、微妙公金澤より高岡へ入らせらるゝに、御案内もなく被爲入とて、瑞龍公御機嫌損じ、御對面被遊間敷旨被仰出に付き、即刻金澤へ歸城なされ、本丸へ御入被成。此の時往來二十四里御供人途中にて落ち候者共多くありたり。外人々も残らず罷歸る處、小幡大炊は御本丸の式臺に休み罷在り、湯などをたべ、御番衆と高岡の儀など咄罷在る處に、高岡より早飛脚にて、瑞龍公御氣